2.1　上記の条約第１章第10規則に定義する船体、機関及び設備（原子力推進装置及び耐衝突構造を含む。）であつて同条約第８章第９規則に適合するものの状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第２－１章及び第２－２章の関係規定（消防設備及び火災制御図に関する規定を除く。）に適合していることが明らかとなつたこと。

2.2　この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.3　救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救命艇の艤装品が上記の条約に定める要件に従つて備えられていること。

2.4　この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従つて備えられていること。

2.5　この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.6　救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.7　この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物についての上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.8　この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従つて備えていること。

2.9　他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に、当該規定が適用される限り、適合していること。

2.10　この船舶については、上記の条約第２－２章第17規則の規定に従つて代替的な設計及び配置を行つたこと／行わなかつたこと。3)

2.11　火災安全のための代替的な設計及び配置の承認の文書がこの証書に付されていること／付されていないこと。3)

この証書は、.....まで効力を有する。

この証書の根拠となる検査が完了した日：.....

.....において発給した。

（証書の発給の場所）

.....　　.....

（発給の日付）　　（証書の発給について権限を与えられた職員の署名）

（必要に応じて、証書を発給する当局の印章）

1）船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

2）油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船についてのみ記入する。

3）該当しないものを抹消すること。

原子力貨物船安全証書のための設備の記録（様式ＣＮＵＣ）

この記録は、常に原子力貨物船安全証書に添付しなければならない。

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための

国際条約に係る設備の記録

1　船舶の要目

船名　.....

船舶番号又は信号符字　.....

無線設備を操作する資格を有する者についての最低限度の人数　.....

2　救命設備の詳細

1　備えている救命設備　　総計.....人分	左舷	右舷
2　救命艇の総数	.....	.....
2.1　救命艇に収容される人数の総計	.....	.....
2.2　全閉囲型の救命艇（第三章第31規則及びＬＳＡコード4.6部）の数	.....	.....
2.3　自己復原部分閉囲型の救命艇（第三章第31規則及びＬＳＡコード4.8部）の数	.....	.....
2.4　耐火救命艇（第３章第31規則及びＬＳＡコード4.9部）の数	.....	.....
2.5　その他の救命艇	.....	.....
2.5.1　数	.....	.....
2.5.2　型	.....	.....
2.6　自由降下進水式救命艇の数	.....	.....
2.6.1　全閉囲型のもの（第３章第31規則及びＬＳＡコード4.7部）	.....	.....
2.6.2　自蔵式のもの（第３章第31規則及びＬＳＡコード4.8部）	.....	.....
2.6.3　耐火のもの（第３章第31規則及びＬＳＡコード4.9部）	.....	.....
3　発動機付救命艇の数（２の救命艇の総数に含まれる。）	.....	.....
3.1　探照灯を取り付けた救命艇の数	.....	.....
4　救助艇の数	.....	.....
4.1　２の救命艇の総数に含まれる救助艇の数	.....	.....
5　救命いかだ	.....	.....
5.1　承認された進水装置を必要する救命いかだ	.....	.....
5.1.1　救命いかだの数	.....	.....
5.1.2　救命いかだに収容される人数	.....	.....
5.2　承認された進水装置を必要としない救命いかだ	.....	.....
5.2.1　救命いかだの数	.....	.....
5.2.2　救命いかだに収容される人数	.....	.....
5.3　第３章第31規則1.4の規定によつて要求される救命いかだの数	.....	.....
6　救命浮環の数	.....	.....
7　救命胴衣の数	.....	.....
8　イマーション・スーツ	.....	.....
8.1　総数	.....	.....
8.2　救命胴衣の要件を満たすイマーション・スーツの数	.....	.....
9　船舶の捜索救助位置表示装置	.....	.....
9.1　レーダー・捜索救助トランスポンダー（ＳＡＲＴ）	.....	.....
9.2　ＡＩＳ捜索救助用位置指示送信装置（ＡＩＳ－ＳＡＲＴ）	.....	.....